

第9期

北見市分別収集計画書

(令和2年度～6年度)

令和元年6月

北見市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	11

北見市の分別収集計画

1. 計画策定の意義

地球環境の悪化をくいとめ持続可能な社会とするためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を有効に活用した循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

こうしたなかで、本市では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）に基づく資源ごみの分別収集や家庭ごみの有料化などを実施し、ごみの発生抑制、最終処分場の延命化などを進めてきた。

本計画は、容器包装リサイクル法第8条により、一般廃棄物の容積比6割を占める容器包装廃棄物を分別収集し、循環型社会の形成及び最終処分量の削減を図ることを目的に、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にしながらいっしょになって取り組むべき具体的な推進方策を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

①ごみの発生や排出が抑制される循環型の社会への転換

商品の生産・流通・消費・廃棄の各段階において、ごみの発生や排出が抑制される社会形成を図る。

②再使用、リサイクルの推進

分別収集したごみの最終処分量を極力少なくし、リサイクル率を高めるため、再資源化する体制と施設の整備を図る。

③ごみの減量化と分別収集の推進

市民・行政・事業者の役割分担を明確にするとともに、三者協働のもとにごみの減量化と分別収集を推進する。特に、容器包装リサイクル法の趣旨に基づき、排出段階から分別精度を上げる取り組みを進め、分別意識の高揚を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月から令和6年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル製容器、プラスチック製容器包装（トレイ含む）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：／年）

容器包装廃棄物	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	4,382.59t	4,342.25t	4,297.46t	4,252.65t	4,207.84t

<品目ごとの排出量の見込み>

（単位：／年）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	154.14t	152.72t	151.15t	149.57t	148.00t
アルミ製容器	249.40t	247.10t	244.55t	242.00t	239.45t
無色のガラス製容器	422.34t	418.45t	414.13t	409.82t	405.50t
茶色のガラス製容器	439.45t	435.41t	430.92t	426.42t	421.93t
その他のガラス製容器	245.35t	243.09t	240.58t	238.08t	235.57t
飲料用紙製容器	35.85t	35.52t	35.16t	34.79t	34.42t
段ボール製容器	1,278.57t	1,266.80t	1,253.73t	1,240.66t	1,227.58t
紙製容器包装	21.38t	21.18t	20.96t	20.75t	20.53t
ペットボトル製容器	586.19t	580.80t	574.81t	568.81t	562.82t
プラスチック製容器包装	949.92t	941.18t	931.47t	921.75t	912.04t
うち白色トレイ	3.91t	3.88t	3.84t	3.80t	3.76t
合計	4,382.59t	4,342.25t	4,297.46t	4,252.65t	4,207.84t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

①ごみの発生・抑制のための行動の実践

- ・レジ袋の削減とマイバッグ運動の推進
- ・使い捨て製品の使用自粛の推進
- ・リユースの促進
- ・事業者の取り組みの推進
- ・減量化実践行動の紹介
- ・市民・事業者との協働によるごみの発生・排出抑制の推進

②分別・リサイクルの取り組みの促進

- ・資源回収ルートの利用促進

③事業系ごみの排出抑制・リサイクルの取り組みの促進

- ・事業者責任に基づく資源回収
- ・多量排出事業者への啓発指導

④環境教育と啓発活動による意識改革

- ・環境教育、研究などの推進
- ・講演会、懇談会などの開催
- ・イベントの実施
- ・ごみの組成調査の実施
- ・廃棄物減量等推進員制度の充実
- ・転入者に対する周知・啓発

⑤安全と環境に配慮したごみ処理体制の確保

- ・適切な収集運搬体制の継続

⑥環境美化の推進

- ・不法投棄の防止
- ・ごみステーションの美化
- ・共同住宅のごみ排出マナー対策

⑦環境負荷の少ない適正処理の推進

- ・ごみの減容化、資源化の推進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市での分別収集を実施するに当たり、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

収集に係る分別区分

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
スチール製容器		カン類
アルミ製容器		
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	びん類
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
飲料用紙製容器		紙パック
段ボール製容器		段ボール
紙製容器包装（一部地域）		紙製容器包装
ペットボトル製容器		ペットボトル
プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装
	白色トレイ（一部地域）	トレイ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(1) 分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの見込み量

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製容器	148.70t		147.34t		145.82t		144.30t		142.77t	
アルミ製容器	239.46t		237.26t		234.81t		232.36t		229.91t	
無色のガラス製容器	405.58t		401.84t		397.70t		393.55t		389.40t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	379.80t	25.78t	376.30t	25.54t	372.42t	25.28t	368.53t	25.02t	364.65t	24.75t
茶色のガラス製容器	428.80t		424.85t		420.46t		416.08t		411.69t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	400.27t	28.53t	396.58t	28.27t	392.49t	27.97t	388.40t	27.68t	384.30t	27.39t
その他のガラス製容器	223.64t		221.59t		219.30t		217.00t		214.72t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	209.31t	14.33t	207.39t	14.20t	205.25t	14.05t	203.10t	13.90t	200.96t	13.76t
飲料用紙製容器	35.42t		35.10t		34.73t		34.37t		34.01t	
段ボール製容器	1,278.57t		1,266.80t		1,253.73t		1,240.66t		1,227.58t	
紙製容器包装	21.38t		21.18t		20.96t		20.74t		20.52t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	15.68t	5.70t	15.53t	5.65t	15.37t	5.59t	15.21t	5.53t	15.05t	5.47t
ペットボトル製容器	510.22t		505.53t		500.31t		495.09t		489.88t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	510.22t	0.00t	505.53t	0.00t	500.31t	0.00t	495.09t	0.00t	489.88t	0.00t
プラスチック製容器包装	849.10t		841.28t		832.61t		823.92t		815.24t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	843.53t	5.57t	835.76t	5.52t	827.14t	5.47t	818.51t	5.41t	809.89t	5.35t
うち白色トレイ	3.91t		3.88t		3.84t		3.80t		3.76t	
	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量	引渡数量	独自処理量
	0.00t	3.91t	0.00t	3.88t	0.00t	3.84t	0.00t	3.80t	0.00t	3.76t

(2) 再資源化の方法

○特定分別基準適合物

品目名	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人以外の場合の再資源化方法
無色のガラス製容器	指定法人・回収業者	一部回収業者へ売却・処理
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
紙製容器包装（一部地域）	指定法人・回収業者	一部回収業者へ売却・処理
ペットボトル製容器	指定法人	
プラスチック製容器包装	指定法人・回収業者	一部回収業者へ売却・処理
白色トレイ（一部地域）	回収業者	回収業者へ売却・処理

○第2条6項物

品目名	再資源化の方法等
スチール缶	回収業者へ売却
アルミ缶	〃
飲料紙製容器包装	〃
段ボール	〃

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 = 平成30年度の特定分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

・人口変動率

本市が平成31年3月に策定した「第2期北見市総合計画」の人口推計（当初推計）に基づく。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計人口	115,348人	114,191人	113,035人	111,879人	110,722人
対前年度比	99.07%	99.00%	98.99%	98.98%	98.97%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

(1) 分別収集の実施主体となるもの(現行の収集体制を活用して行う。)

容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集運搬 段階	選別・保管 等段階
金属	スチール製容器	カン類	市による 指定日回収 (業務委託)	市 (業務委託)
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類 (種類・色別分 類必要なし)		
	茶色ガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール製容器	段ボール		
	紙製容器包装(一部地域)	その他の紙製		
プラスチック	ペットボトル製容器	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装	プラスチック 製容器包装		
	白色トレイ(一部地域)	トレイ		

(2) 分別収集を実施する地域的範囲及び一般廃棄物として分別収集の範囲となるもの
○分別収集を実施する地域的範囲

品目名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	市	全市
アルミ製容器		
無色のガラス製容器		
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
飲料用紙製容器		
段ボール製容器		市内一部地域
紙製容器包装		全市
ペットボトル製容器		
プラスチック製容器包装		
うち白色トレイ		市内一部地域

○分別収集を実施する事業所の範囲

品目名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	市（業務委託） 許可業者・事業者	全市（一般廃棄物に限る）
アルミ製容器		
無色のガラス製容器		
茶色ガラス製容器		
その他のガラス製容器		
飲料用紙製容器		
段ボール製容器		
紙製容器包装		
ペットボトル製容器		
プラスチック製容器包装		
うち白色トレイ		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン類（スチール製容器、アルミ製容器）は選別・圧縮後、ストックヤードに保管、びん類は手選別後、ストックヤードに保管、ペットボトル製容器、プラスチック製容器包装（発泡スチロール・トレイ以外）は圧縮梱包後、ストックヤードに保管、発泡スチロール・トレイは選別・減容、成形後、ストックヤードに保管、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装はストックヤードで保管する。

(1) 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	共通集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両・専用車両利用
選別・保管	リサイクルセンター、 リサイクルプラザ	
	ストックヤード	

(2) 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集 車	中間処理	
スチール製容器	カン類	透明 ・ 半透明 の袋	平 ボ デー ー パ ッ カ ー 車	リサイクルセンター、 リサイクルプラザ (選別・圧縮)	
アルミ製容器				リサイクルセンター (手選別)	
無色のガラス製容器	びん類				
茶色のガラス製容器					
その他のガラス容器					
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで 結束		ストックヤード	
段ボール	段ボール				
紙製容器包装	紙製容器包装				
ペットボトル製容器	ペットボトル	透明 ・ 半透明 の袋			リサイクルセンター、 リサイクルプラザ (選別・圧縮・梱包)
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装				
うち白色トレイ	トレイ				

(3) 分別収集に必要な施設計画 (その1)

施設の種類	対象とする容器包装廃 棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形状、 形式、能力、数量等) 及び整備計画	管理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
[排出段階]				
1 排出容器				
1-1 透明・半透明袋	a. カン類 (スチール、アル ミの分別)	仕様： 袋 (材質：樹脂製)	市	カン類として収集
	b. びん類 (種類、色別分類 必要なし)	仕様： 袋 (材質：樹脂製)		びん類として収集
1-2 結束 (十文字に 縛るなど)、 透明・半透明袋	c. 飲料用紙製容器	仕様： 袋 (材質：樹脂製)		紙パックとして 収集
	d. 段ボール製容器	仕様：紐、 袋 (材質：樹脂製)		段ボールとして 収集
	e. 紙製容器包装	仕様： 袋 (材質：樹脂製)		紙製容器包装として 収集
	f. ペットボトル製 容器	仕様： 袋 (材質：樹脂製)		ペットボトルとして 収集
1-3 透明・半透明袋	g. プラスチック製 容器包装	仕様： 袋 (材質：樹脂製)		プラスチック製容 器包装として収集
	h. 発泡スチロール製 トレイ・容器	仕様： 袋 (材質：樹脂製)		トレイとして収集
2 集積場所	a~h	共通の集積場所	住民	

(4) 分別収集に必要な施設計画 (その2)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等) 及び整備計画	管理主体等	参考欄 現有 施設状況
[運搬段階]				
1 専用車両				
1-1 資源ごみ回収車	a. カン類 (スチール、アルミの分別) b. びん類 (種類、色別分類必要なし) c. 飲料用紙製容器 d. 段ボール製容器 e. 紙製容器包装 f. ペットボトル製容器 g. プラスチック製容器包装 h. 発泡スチロール製トレイ・容器	仕様：形式 平ボディー パッカー車	市	委託業者が 一括収集
[中間処理段階]				
1 再生施設				
1-1 リサイクルセンター・プラザ	a. カン類 (スチール、アルミの分別) b. びん類 (種類、色別分類必要なし) c. 飲料用紙製容器 d. 段ボール製容器 e. 紙製容器包装 f. ペットボトル製容器 g. プラスチック製容器包装 h. 発泡スチロール製トレイ・容器	仕様：選別・圧縮 ストックヤード [※] 保管 仕様：手選別コンベア ストックヤード [※] 保管 ストックヤード [※] 保管 ストックヤード [※] 保管 仕様：圧縮梱包 ストックヤード [※] 保管 仕様：圧縮梱包 ストックヤード [※] 保管 仕様：選別・減容、 成形、ストックヤード [※] 保管	市	業務委託
1-2 ストックヤード		仕様：屋内ストックヤード [※]	市	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ①市民や各種団体、学識経験者からなる廃棄物減量等推進審議会を設置し、市民等からの意見を反映しながら、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の発生抑制、再利用について推進していく。
- ②町内会などの自主的なリサイクル活動の推進や廃棄物減量等推進員などとの情報交換を図るなど地域住民と連携を図りながら、ごみの発生抑制や適正な排出方法について推進していく。
- ③施設見学会・リサイクルイベントの実施、広報誌、パンフレットなどにより、分別排出、ごみの発生抑制、資源の有効利用・再利用についての意識啓発を行う。